

補助金調書

| | | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|--------------|--|
| 補助金名 | 障がい者就労訓練設備等整備事業補助金 (設備整備) | | | 担当課 (連絡先) | 保健福祉局 障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 711-4249) |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | 社会福祉法人等 | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 国から補助協議通知があったとき (時期は年度により変動する) | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 次の各号のいずれにも該当する者とする。(1)国に対する補助協議を経て、国の内示を受けた者。なお、補助協議の対象団体は、公募により募集する。(2)国が定める障害者就労訓練設備等整備事業の認証基準(以下「認証基準」という。)に基づくもの(3)本市の市税を滞納していないこと。 | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成18 | 年度 | 経過年数 | 9 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | (目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障がい福祉サービス事業所のうち日中活動系事業所に対し、新事業の拡充・充実を図るために必要な生産設備、介護設備、送迎車両等の整備を行うことを目的とする。 (補助対象事業) 国が定める障害者就労訓練設備等整備事業の認証基準に基づくもの | | | | |
| 補助金の終期 | 28 | 年度 | 延長回数 | 0 | 回 |
| 終期を延長する理由 | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> 定額 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 5,000千円以内 (国が定める障害者就労訓練設備等整備事業の認証基準に基づく) | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 0 件 | 0 件 | 11 件 | |
| | 16,000 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 29,688 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 平成25年度は実施なし。 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 設備(備品)を整備することで、利用者処遇の向上、工賃の増額等を促進している。 | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。